

我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合の敷地面積の最低限度等）</p> <p>第11条 条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合は、4以上の戸建て住宅の建築の用に供する敷地（以下「宅地」という。）を確保する開発行為で、良好な住環境の保持を考慮した上で、市長が特に認める場合とし、この場合における宅地の面積の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、当該宅地内に条例第16条第2項に規定する路地状部分がある場合は、当該路地状部分の面積は、次の各号に定める面積に算入しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>（条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合の敷地面積の最低限度等）</p> <p>第11条 条例第16条第1項本文ただし書の規則で定めるやむを得ないと認める場合は、4以上の戸建て住宅の建築の用に供する敷地（以下「宅地」という。）を確保する開発行為で、良好な住環境の保持を考慮した上で、市長が特に認める場合とし、この場合における宅地の面積の最低限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、当該宅地内に条例第16条第2項に規定する路地状部分がある場合は、当該路地状部分の面積は、次の各号に定める面積に算入しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 次項に定める区域 2の宅地を限度として165平方メートル以上とすることができる。この場合において、165平方メートル以上の</u></p>

面積の適用を受けることとなった宅地以外の宅地の面積の最低限度は、200平方メートル以上とする。

2 条例第16条第1項第3号の規則で定める区域は、別表第4に掲げる区域とする。

3 開発区域内に配置される宅地が前項に定める区域と第1項第1号又は第2号に定める区域の双方に属することとなるときは、各々の宅地について、宅地の過半の属する区域の規定を適用する。

(条例第24条の規則で定める施設)

(条例第24条の規則で定める施設)

第13条 略

第13条 略

2 条例第24条の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

2 条例第24条の規則で定める基準は、別表第5に掲げるとおりとする。

(条例第25条に規定する自動車の駐車施設の設置基準)

(条例第25条に規定する自動車の駐車施設の設置基準)

第14条 条例第25条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

第14条 条例第25条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(1) 略

(2) 共同住宅等の敷地内に設ける居住者等の用に供する自動車の駐車場(自走式駐車場及び機械式駐車場を含む。次号において同じ。)は、予定建築物内において計画する住戸数に別表第5に定める計画住戸数に対する割合を乗じて得た

(2) 共同住宅等の敷地内に設ける居住者等の用に供する自動車の駐車場(自走式駐車場及び機械式駐車場を含む。次号において同じ。)は、予定建築物内において計画する住戸数に別表第6に定める計画住戸数に対する割合を乗じて得た

数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の台数を確保しなければならない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅、学生寮その他これらに類する共同住宅等について、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(3)及び(4) 略

2 略

（条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道）

第16条 条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) **別表第6**に定める市道の区間

別表第4（第13条関係）

略

別表第5（第14条関係）

略

別表第6（第16条関係）

略

数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の台数を確保しなければならない。ただし、サービス付き高齢者向け住宅、学生寮その他これらに類する共同住宅等について、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(3)及び(4) 略

2 略

（条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道）

第16条 条例第27条の規則で定める国道、県道及び市道は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 略

(4) **別表第7**に定める市道の区間

別表第4（第11条関係）

高野山（市街化調整区域を除く。）、
寿2丁目、緑1丁目、緑2丁目、白
山1丁目、白山2丁目、白山3丁目、
船戸1丁目、船戸2丁目及び船戸3
丁目の各区域の一部

別表第5（第13条関係）

略

別表第6（第14条関係）

略

別表第7（第16条関係）

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。